

議案第5号

守口市水道条例に基づく水道料金等に係る債権の放棄について

守口市水道条例に基づく水道料金等に係る債権を、次のとおり放棄する。

令和3年2月17日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

年 度	債 権 の 種 類	放 棄 する 債 権 の 額	件 数	理 由 等
平成20年度	給水装置工事費	8,938 円	1 件	民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第170条第2号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
平成21年度	水道料金 (給水料金及 びメーター 料)	56,137 円	6 件	民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第173条第1号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
平成22年度		50,816 円	6 件	
平成23年度		23,504 円	6 件	
平成24年度		39,286 円	13 件	
平成25年度		174,703 円	32 件	
平成26年度		1,197,809 円	274 件	
平成27年度		1,349,917 円	385 件	
平成28年度		給水装置工事費	23,631 円	
合 計		2,924,741 円	724 件	